

令和 7 年 2 月 10 日
総務部職員厚生課

職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 改正趣旨

国及び他自治体の給与制度との均衡等を踏まえ、職員の住居手当及び寒冷地手当を見直す必要が生じたため、「職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）」及び「幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「幼教給与条例」という。）」の一部を改正する。

2 改正内容

項目	内容
住居手当 【給与条例第 21 条の 5】 【給与条例附則（令和 4 年 9 月 30 日条例第 36 号）第 9 項】 【幼教給与条例第 32 条の 2】 【幼教給与条例附則（令和 4 年 9 月 30 日条例第 37 号）第 9 項】	高年齢層職員の能力及び経験の活用を図るため、住居手当の支給対象に定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を加える。
寒冷地手当 【給与条例第 21 条の 5】 【給与条例第 22 条】 【給与条例附則（令和 4 年 9 月 30 日条例第 36 号）第 9 項】	国及び他自治体の給与制度との均衡を踏まえ、以下の見直しを行う。 ① 寒冷地手当の支給対象に定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を加える。 ② 寒冷地手当の額（月額）の上限を 17,800 円から 19,800 円に引き上げる。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日

（上記「2 改正内容」の表中「寒冷地手当」の項②の内容の適用日は、令和 6 年 4 月 1 日）

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第 1 条による改正後	改正前
○職員の給与に関する条例 昭和26年10月11日条例第11号 (特定職員についての適用除外) 第21条の5 第15条から第17条までの規定は、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員には適用しない。 2 第9条の3から第11条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。 3 省略 (寒冷地手当) 第22条 職員のうち11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）において寒冷の地域で任命権者が定めるもの（以下「寒冷地」という。）に在勤する職員には、寒冷地手当を支給する。 2 寒冷地手当の月額は、基準日における寒冷地に所在する公署として任命権者が指定するものに対応する職員の世帯等の区分に応じ、<u>19,800円</u>を超えない範囲内で任命権者が定める額とする。 3 省略	○職員の給与に関する条例 昭和26年10月11日条例第11号 (特定職員についての適用除外) 第21条の5 第15条から第17条までの規定は、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員には適用しない。 2 第9条の3から第11条まで、<u>第11条の3及び次条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。 3 省略 (寒冷地手当) 第22条 職員のうち11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）において寒冷の地域で任命権者が定めるもの（以下「寒冷地」という。）に在勤する職員には、寒冷地手当を支給する。 2 寒冷地手当の月額は、基準日における寒冷地に所在する公署として任命権者が指定するものに対応する職員の世帯等の区分に応じ、<u>17,800円</u>を超えない範囲内で任命権者が定める額とする。 3 省略

第2条による改正後	改正前
○職員の給与に関する条例 附 則（令和4年9月30日条例第36号） 1～8 省略 9 職員の給与に関する条例第9条の3から第11条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。 （委任） 10～13 省略 <u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>（施行期日等）</u> 1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> 2 <u>第1条の規定による改正後の第22条第2項（以下「改正後の第22条第2項」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。</u> <u>（給与の内払）</u> 3 <u>改正後の第22条第2項の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の第22条第2項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の第22条第2項の規定による給与の内払とみなす。</u>	○職員の給与に関する条例 附 則（令和4年9月30日条例第36号） 1～8 省略 9 職員の給与に関する条例第9条の3から第11条まで、<u>第11条の3及び第22条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 （委任） 10～13 省略

幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第 1 条による改正後	改正前
○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年 3 月13日条例第22号 (扶養手当についての適用除外) 第32条の 2 第11条及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年 3 月13日条例第22号 (扶養手当及び住居手当についての適用除外) 第32条の 2 第11条、第12条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第2条による改正後	改正前
○幼稚園教育職員の給与に関する条例 附 則（令和4年9月30日条例第37号） 1～8 省略 9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条及び第12条の規定は、 暫定再任用職員には適用しない。 10 省略 <u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	○幼稚園教育職員の給与に関する条例 附 則（令和4年9月30日条例第37号） 1～8 省略 9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、第12条及び第14条の 規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10 省略